

合研究 ・教育と法・

教育
研究会

第10回 「在学契約」と民法改正

星野 豊（筑波大学准教授）

学校と生徒との関係を法律上の関係として表そうとする場合、「在学契約」という概念が用いられることがあるが、「在学契約」は、現行法上

明文の規定がない概念であり、適用対象とされる関係も多種多様であるために、確定した定義を行うことが難しい。また、そもそも、この「在学契約」という概念が、本当に学校と生徒との関係にとつて有用なものかについては、改めて検討してみる必要がある。本稿では、「在学契約」の概念が持つ理論上・技術上の問題点を検討し後、最近行われた民法改正をも視野に入れ

て、今後における「在学契約」の法的規律の仕方について考察する。

個人としての判断能力の差異や、生徒と保護者との関係を、在学契約の解釈に対してもどのように反映させるべきかを考える必要がある。

1 「在学契約」の理論的問題点……

「在学関係」の適用される典型的な局面は、要するに「生徒」が「学校」に通う、というものであって、この典型的な状況それ自体は、多くてはともかく、そこから途中入学ができるようないしやすいものであるが、在学契約の理論的特徴として最初に挙げるべきことは、契約関係の一

方の当事者（解釈によっては契約の受益者あるいは関係者）が、未成年の子どもである場合が多く、かつ、その発達段階が、幼少期から成人、場合によつては高齢に達するまでの、かなり広範囲の年齢層に広がっている点である。すなわち、在学契約に関しては、「標準的な当事者」としての多くの生徒が人として成長していくと共に能力的にも「成長」していくことを、当然の前提とすることから、かかる発達段階における個人としての判断能力の差異や、生徒と保護者との関係を、在学契約の解釈に対してもどのように反映させるべきかを考える必要がある。

また、現在の日本における在学関係の特徴として、生徒や保護者の側は、義務教育としての公立小学校および中学校を除いて、自由に在学契約の相手方である「学校」を選択することが可能である半面、生徒が学校に入学した後においては、在学途中における退学それ自体についてもかく、そこから途中入学ができるようないしやすいものであるが、在学契約の理論的特徴として最初に挙げるべきことは、契約関係の一

て残余の期間のみの在学をもつて卒業認定を行う学校がほとんどなく、かつ、圧倒的多数の生徒がほぼ同一の年齢層をもつて卒業、進学していくことが半ば当然視されている現状があるため、一旦締結された在学契約は、当該生徒が卒業するまでの期間にわたる一種の包括的契約としての意味を強く持っている。従って、生徒や保護者にとって、唯一自らの選択や判断を行うことが可能な在学契約締結前、すなわち入学前の段階において、学校からどのような情報を提供され、かかる情報が生徒や保護者の「当事者としての合理的な」判断にどのような影響をしたかが、解釈に際して重要となってくる。

さらに、そもそも問題として、生徒が学校に通っている関係を「在学契約」として構成することの意義が、果たしてどの程度あるかも問題となる。すなわち、学校の生徒に対する「教育」は、法律ないし法律学で一般に想定されているものとはやや内容の異なる「信頼関係」を基盤とし、生徒のみならず、生徒に対して教授指導を行う教員の側も、何らかの形での「成長」していくものであって、教育をする側と教育を

される側との関係性が常に具体的に変化していくことが前提となる。従って、在学関係に関して「法律上の解釈」が必要となる局面とは、「教育上の信頼関係」が完全に破壊された状況に外ならず、かかる状況においては、「在学契約」関係を想定し、「契約」上の処理に従つて「自主的」「自律的」な解釈をすべき場合よりも、むしろ、関係破壊が行われたとの事実に着目して、不法行為の成否なしし安全配慮義務違反の有無の問題として、具体的な当事者の意思を離れた「客観的な」解釈をしていく方があつた方が、得力がある。

このように、理論的な概念自体がかなり不安定であることに加えて、そもそも契約概念自体の必要性や意義が問われかねない点に、「在学契約」の理論的特徴があると考えられる。

また、在学契約の定義が曖昧であることとの関係で、在学契約の具体的な内容についても、明らかでない部分がある。特に、学校側が在学契約上負うべき義務内容が、学校という教育体制を構築し、必要な人員と設備とを調えること自体にあるのか、あるいは、当該学校に在学する

おり、さらに解釈が複雑になつていて

ます、在学契約の一方当事者が「学校」であることは明らかであるが、その相手方として、「生徒」本人をもつて当事者とすべきか、あるいは、生徒の「保護者」が当事者であると考へるべきかについては、解釈上未解決である。前述

のとおり、生徒が各種の学校に在学していく過程で「成長」していくことを前提とすると、生

徒が幼少であれば明らかに保護者の意向が具体的な判断の前提となつていることは想像に難く

なく、生徒が成長するとともに保護者の意向と異なる意思や判断を行なうことが十分予測できる

ため、個々の生徒における個別の能力差の問題

が関係することと相まって、全ての在学契約について一律に規律をしようとすることが極めて困難となつてくる。

2 在学契約の技術的問題点……

在学契約は、前述した理論的問題点に加え

て、以下のような技術的問題点をも併せ持つて

ことによって、生徒が能力のあるいは人格的に「成長」することを目的とする、合理的かつ妥当な「教育」を実践することにあるのかは、明文の「合意」があればそれで足りるという問題ではない側面がある。

さらに、「契約」の定義が「両当事者間における意思の合致」である以上、義務教育としての公立小中学校における在学関係は「在学契約」と考えることはできず、私立学校と、国公立学校のうち入学者選抜を行うために志願者に「出願」をさせる体制をとっている学校とに、「在学契約」の適用は限られることとなる。しかしながら、学校教育という観点からすると、義務教育としての公立小中学校と、私立学校および入学者選抜が行われる国公立学校との差異は、「退学」という制度が選択肢として存在するか否かに過ぎず、学校において行われる「教育内容」とそれに関して生ずる問題点の性質については、むしろ私立学校であるか、あるいは（義務教育であるか否かにかかわらず）国公立学校であるかによって、大きく傾向が分かれる。

実際、過去に生じた学校に関する訴訟におい

て、「在学契約」が理論上問題となつたものとしては、①学納金返還訴訟（本誌2004年7月号）、②教育内容の変更（本誌2011年9月号）、③学校設備の不備（本誌2005年3月号）、④生徒に対する不利益処分の妥当性（本誌2003年7月号）、⑤卒業後における不利益対処の違法性（本誌2002年11月号）、⑥相当免許状主義違反に対する慰謝料請求（本誌2002年9月号）等、いくつかの局面が挙げられるが、裁判所は、学校と生徒の法律関係を解釈するに際して、必ずしも「在学契約」という枠組みに頼つてはいるわけではない。むしろ、学校と生徒とはおよそ対等な立場にある当事者とは言えない以上、無理に両者の関係を「契約」として構成することは、かえつて強者の立場にあることが多い学校側が自己に有利な合意を生徒に對して迫ることに原則的な有効性を与えるべきではない。従つて、「在学契約」について民法のどれかの条文で触れられてゐるわけではなく、また、今回新設されたものと考えて差し支えない。従つて、「在学契約」について民法のどれかの条文で触れられてゐるわけではなく、また、今回新設された条文についても、在学関係に対して直接影響を与える可能性のあるものはない。もつとも、これまで検討してきたとおり、そもそも定義 자체が曖昧であり、結果として適用範囲も曖昧とならざるを得ないため、現行の民法体系に適合するか否か自体を慎重に検討する必要があるから、無

3 民法改正と「在学契約」の 方向性

最近行われた民法改正は、論者によつて評価が極めて大きく分かれているが、一言で要約すれば、これまでの判例学説に照らしてほぼ異論がないと思われる技術的な点を、逐一明文化したものと考えて差し支えない。従つて、「在学契約」について民法のどれかの条文で触れられてゐるわけではなく、また、今回新設された条文についても、在学関係に対して直接影響を与える可能性のあるものはない。もつとも、これまで検討してきたとおり、そもそも定義 자체が曖昧であり、結果として適用範囲も曖昧とならざるを得ないため、現行の民法体系に適合するか否か自体を慎重に検討する必要があるから、無

を、その学校が行う教育によつて能力と人格の向上を図ることにあり、卒業の地位あるいは学位の取得は、その表面的な微表に過ぎないものと考えるとすると、在学関係を「契約」と捉えことの意義については、ますます積極的な側面が見いだし難くなつてくるわけである。

理に条文化されなかつたことは、無用な紛争を勃発させなかつただけでも、一応意義があるということかもしない。

それでは、将来における議論が相当に発展したと仮定して、在学契約の定義と適用範囲とを明確にすることにより、法体系の一部として構成することについては、どのように考えるべきであろうか。実際、学校に関して多くの紛争や事件が発生し、それらのうち少くない事案が法律上の解決を求めて訴訟として提起される現状を考えると、法体系の側としても、在学関係規定しておくことが必要ではないか、という考え方も十分成り立つからである。

この点について考えるためには、その前提として、学校で生ずる紛争や事故事件のうち全ての事案が、訴訟によって法律上の解決を求められているわけではなく、また、学校は、かかる紛争や事故事件に対しても、その当事者ないし関係者の中に生徒が含まれている限り、法律上の対処と事実上相いれない性質を多分に有する

教育的な対処をもつて臨むことが少なくないことを、どのように評価すべきかが問題となる。実際、学校教育実務においても、あるいは法律合にどのような基本的観点に基づいて、学校で生じた紛争ないし事故事件に対して法律上の解決を行うべきであるかについては、確定した考え方があるわけではない。すなわち、在学関係者は生徒ないし保護者と学校との間に、強度の教育上の信頼関係が存在することを基盤とするものであるから、信頼関係が消滅したことを実質的にあるから、信頼関係が存在することを基盤とするものであるから、信頼関係が消滅したことの実質的な前提とする法的規律とは、想定される局面が完全に異なつており、その両者の転換点について考えた後でなければ、在学関係を法体系の規定しておくことが必要ではないか、という考え方も十分成り立つからである。

従つて、少なくとも現段階において法律上の規律が定められるべき局面としては、学校で紛争ないし事故事件が発生した場合における手続上の側面、すなわち、生徒の供述ないし証言の聴取の方法とその信頼性の確保のための手段、学校側ないし生徒側が有している証拠ないし資料の開示方法とその評価基準、紛争終結後における当事者ないし関係者間の教育上の人的関係がその後においても継続することを前提とした場合における法的判断の示し方とその内容、といつた点については、現行法に明文の規定がないために混亂が生じている以上、近い将来における立法の検討課題とすることに、それなりに意味があると考えられる。ただし、このような規律の仕方は、民法がこれまで行つてきた関係当事者間の規律とは大きく手法を異なるものであり、かかる異質な規律をすべきこと自体について、慎重な検討が必要となるであろう。

以上のとおり、「在学契約」あるいは在学関係について考えるためには、現状の法律学において未発達な部分が明確に示されるとともに、そもそも民法体系における規律自体が完全無欠ではないという厳然とした事実を、法律の専門家であると否とを問わず、再認識する必要があるわけである。従つて、今後において在学契約を民法体系に取り込もうと努力することは、在学関係の研究にとって、良くも悪くも「永遠の課題」と位置付けざるを得ないように思われる。